

要 旨

本修士論文では「発達障がい児者理解」を主題として述べていくのであるが、「発達障がい児者理解」とは、何も「ああ、あなたは目が見えないのね」や「へー、君は自閉症なんだ」と相槌を打つことではない。〈障がい〉、特にこの論文では〈発達障がい〉について肯定的な受け止めよう、理解しようとする視点を基盤として、その発達障がいについての知識、社会的・国際的動向について〈知ろう〉〈理解しよう〉という姿勢、視点を持って学び取ることが重要であるということができる。

まず〈障がい〉を考えるにあたり、本論文では医学モデルと社会モデルに視点を置く。医学的モデルの基本的考えは「身体的・生理的異常＝障がい」であり、解剖の出来ない脳（中枢神経系）の障がいである発達障がいや精神障がいは長らく理解されてこなかった。そのため、科学技術の進歩により発達障がいの原因解析が進められることに伴い、発達障がい児者も暮らしやすい社会づくりが進められるようになった。

ところで、世界に目を向けると現在、世界保健機構(WHO)が示していた ICIDH や ICF といった障がい概念が歴史的に台頭してくる。はじめに ICIDH が存在していたのだが、発達障がいという〈新しい障がい〉には対応していなかったため、新たな理念づくりが課題となり、新たに ICF が策定されたという道程があった。この点から、発達障がいへの対策というのは、日本だけが盲目的に後れをとったのではなく、世界的に見てもその存在が、まるで霧に隠れていたかのように「見えていなかった」のである。

しかし、そもそも発達障がい（学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症スペクトラム障がい）と呼ばれる障がい群とは一体どのようなものであろうか。各発達障がいについての詳しい障がい特性(症状)などについては、述べているが、実はここで述べている以上に複雑であるということは念頭に置かなければならない。なぜなら、発達障がいとは「学習障がいのみ」や「高機能自閉症のみ」など、単体で現れることは少ないからである。多くが他の発達障がいや知的障がい、精神障がいを有している。つまり、発達障がい児者理解を進めるにあたっては、この〈障がいの重複〉を常に頭の中で押さえておかなければならないのである。

では、発達障がい児者は現代において突然現れたのであろうか。いや、そんなはずはない。過去にも発達障がい児者はいたはずである。しかし、純粋な発達障がい児者は見た目には健常者と変わりなく、さらに知的障がいや精神障がいを有しないことが前提となっていることは述べた。つまり、発達障がいは「健常者」として暮らしていた過去があるのが歴史的おいても推測できる。そのことを踏まえ、イギリス、アメリカ、スウェーデン、そして日本の発達障がい児者が歩んできた歴史を振り返り、どのように発達障がい児者が暮らしてきたのかを理解を深めたい。

これらのことを踏まえ、現代の国際的な発達障がいの動向、『世界人権宣言』などを取り上げる。また、日本国憲法をはじめとした日本における発達障がい児者関連法規について捉えることにより、現状で発達障がい児者が直面している「生きづらさ」を浮き彫りにし、発達障がい児者理解を進めていく。